古賀の魅力再発見コンテスト2017募集要項

【絵画部門】＜ジュニアの部・一般の部＞

|  |  |
| --- | --- |
| 募集内容 | 古賀市の自然豊かな風景や伝統をつなぐ行事、笑顔あふれるお祭りなど、見た人が思わず古賀市のファンになるような絵画を募集します。 |
| 応募資格 | ■ジュニアの部・・・小学生以下  ■一般の部・・・・・中学生以上  ※市外在住の人も応募できます。 |
| 応募方法 | 応募用紙に必要事項を記入の上、絵画の裏面に貼り付け、古賀市都市計画課まで郵送又はご持参ください。  ※ジュニアの部への参加者で、画用紙が必要な人は都市計画課にお尋ねください。 |
| 応募期間 | 2017年度前期　…平成29年6月1日（木）～平成29年9月29日（金）  2017年度後期　…平成29年10月2日（月）～平成30年1月12日（金） |
| 表彰・副賞・参加賞 | ・最優秀賞、優秀賞、佳作、特別審査員賞を部門ごとに選定します。  ・入賞者には、表彰状、副賞（古賀の特産品）を贈呈します。  　※特別審査員賞は表彰状のみとなります。  ・ジュニアの部の応募者には全員に参加賞を贈呈します。 |
| 審査 | 審査委員会で審査し、各賞を選定します。また、特別審査員賞は、特別審査員（古賀市ふるさと大使の静太郎さん、五十川綾さん）が選定します。 |
| 発表の方法 | 平成３０年３月頃に入賞者に通知します。また、広報こが２０１８年６月号及び古賀市ホームページに掲載する予定です。 |
| 応募規定 | ・サイズははがきサイズから四つ切までとします。  ・画材は自由です。ただし、絵手紙のような文字は入れないでください。また、額装せずにご応募ください。  ・作品は、オリジナルのみとします。模写、コピー（複製）は不可とします。  ・応募点数は、前期・後期それぞれ３点までとします。  ・応募作品は希望者には返却します。郵送での返却を希望される場合は、送料をご負担願います。  ・他のコンテストなどに応募中または応募予定の作品や、過去に入賞した作品は応募できません。  ・応募作品の著作権は応募者にありますが、使用権は古賀市に帰属するものとし、市が開催するイベントや広報こが、古賀市ホームページ等に応募者の許可を得ることなく使用することがあります。  ・作品応募時に記載された個人情報は、応募者への連絡や、入選作品展示等の目的において必要な範囲で使用し、目的以外の用途には使用しません。 |
| 応募先 | 〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1  古賀市役所 都市計画課 土地利用政策係  TEL：092-942-1268  E-Mail：[tochisei@city.koga.fukuoka.jp](mailto:tochisei@city.koga.fukuoka.jp) |